

25,024件、共済金額3,707億7,742万円、純共済掛金156億6,984万円であった。この加入実績は、前年度実績3,925億1,628万円に対し6%減(210億減)となった。この内訳は、漁獲共済の前年度比2.6%減(60億減)、養殖共済の前年度比11%減(100億減)、特定養殖共済の前年度比9%減(56億円減)、漁具共済の前年度比1%増(800万円増)となっている。

なお、6年度分に係る支払い状況は、支払い件数8,463件、支払い共済金161億2,741万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

7年度の契約件数は、14,087件と前年度の14,442件に比べ減少し、共済金額では、2,308億6,616万円と前年度2,369億929万円に比べ2%の減少を示した。

なお、6年度契約分に係る支払い状況は、8年3月末現在で契約件数4,404件、共済金95億1,340万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に共用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

7年度の契約件数は、8,369件と前年度の8,564件に比べ減少し、共済金額では、832億158万円と前年度932億6,783万円に比べ11%の減少を示した。

6年度契約分に係る支払い状況は8年3月末現在で契約件数2,650件、共済金は31億2,125万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額(過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

6年度の契約件数は、2,229件と前年度の1,974件に比べ増加し、共済金額では、553億2,169万円と前年度609億5,201万円に比べ9%の減少を示した。

なお、6年度契約分の支払い状況は、8年3月末現在で契約件数1,307件、共済金は、33億8,708万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、共済目的たる漁具が漁業の操業中に流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

7年度の加入件数は、339件と前年度の355件に比べ減少し、共済金額では、13億8,797万円と前年度13億8,714万円に比べ1%の減少を示した。

なお、6年度契約分の支払い状況は、8年3月末現在で契約件数39件、共済金は、1億567万円であった。

3 財政措置

7年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は72億3,371万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億6,308万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 漁業生産調整組合

漁業生産調整組合には、まき網漁業関係4(北海道さばまき網漁業生産調整組合、北部太平洋海区まき網漁業生産調整組合、山陰まき網漁業生産調整組合及び日本旋網漁業生産調整組合)、さんま漁業関係1(全国さんま棒受網漁業生産調整組合)、いかつり漁業関係1(八戸いか釣漁業生産調整組合)、さばつり漁業関係1(東日本さば釣漁業生産調整組合)、かつおつり漁業関係1(日本かつおさおづり漁業生産調整組合)の8組合がある。各組合は成立の趣旨に沿って定められた調整規程に従い生産調整事業を実施している。

2 沖合底びき網漁業

(1) 総論

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分(一部128度)の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は45区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖で行われている。

許認可隻数：7年末で559隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く106隻となっており新30t未満階層の105隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、

オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：7年は52万tで前年に比べ8万t増加した。魚種別にはすけとうだら16万2千t、ほっけ12万3千t、かれい類1万8千tとなっている。

(2) 海 区 別 概 要

北海道区：許認可隻数88隻、111～160t型船で北海道周辺海域及びロシア200海里水域内においてかけまわし及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、ほっけ、いかなご、かれい、ずわいがに。

太平洋北区：許認可隻数161隻。主に30t未満船及び55～75t型船で青森～千葉県をかけまわし、2そうびき及びトロールにより操業している。主要漁獲魚種はすけとうだら、まだら、かれい類。

太平洋中南区：許認可隻数33隻。30～50t型船によるかけまわし及び75～125t型船による2そうびきにより愛知～鹿児島県沖で操業している。主要漁獲魚種はえそ、いか、にぎす。

日本海北区：許認可隻数97隻。主に60t未満船で青森沖、佐渡沖、能登沖でかけまわしにより操業を行っている。主要漁獲魚種はほっけ、すけとうだら、かれい。

日本海西区：許認可隻数180隻。山陰～対馬沖が主漁場。110t未満船によるかけまわし及び2そうびきが行われている。主要漁獲魚種はいか、かれい類、ずわいがに。

3 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は

禁止している。本漁業の7年の許可総枠隻数22,387隻である。7年の漁獲量は約47万2千tで前年に比べ約2%増となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

また、59年度から当該漁業のうち、特に経営の悪化が著しいものについては、特定漁業生産構造再編推進事業及び資源管理型漁業構造再編緊急対策事業により漁船の隻数の縮減を計り、漁業の生産及び経営の安定が図られている。

4 まき網漁業

8年1月現在の大中型まき網漁業の許認可隻数は、265隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、7年12月現在で702隻となっている。7年におけるまき網漁業の漁獲量は195万t（うち大中型まき網漁業129万t）で、前年より約44万tの減となった。これは主としていわしの漁獲減によるものである。

5 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。7年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船126隻、かご漁船22隻の計148隻であった。7年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tである。

6 さんま漁業

7年度のさんま漁業の大臣承認隻数は284隻で、前年度から29隻減少している。

7年の漁獲量は前年比11%減の約26万3千tで前年に比べ約1万7千t増加した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産

大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

7年度の承認隻数は大型いかつり漁業が120隻、中型いかつり漁業が354隻である。また、30t未満船は全国で約1万9千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

また、中型いかつり漁業については、漁業構造再編整備資金制度の導入により固定債務の整理を進め、中型いかつり漁業の経営の安定を図った。

しかし、62年夏以降、海外いかの大量搬入等もあって、いかの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような魚価安でも安定的な経営ができるよう中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

8 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかいか（3～4kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいかの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかいか漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかいか漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかいか釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかいか釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、好漁場形成予測技術の確立を図るため、あかいか好漁場深索調査を5年度より7年度の3か年計画で実施しているところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の7年の漁獲量は4千tであった。

9 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐりトラブルが頻発している。このため、7年度においては各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、稚魚放流等を通して青少年の資源保護意識の向上等を図るための青少年漁業ふれあい体験事業及び釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るために遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、プレジャーポートによる遊漁の実態把握及び漁場利用ルールの啓蒙普及等を図るためのプレジャーポート漁場利用適正化対策事業、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を引き続き実施した。

10 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業

及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っているほか、漁業水域に関する暫定措置法の成立施行に伴い、52年度以降は韓国、ロシア、中国等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船22隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための隨時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された違反漁船については、関係漁業者を検察庁に送検するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業及びずわいがに漁業等については農林水産大臣が、また都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれてい泊港及びてい泊期間を指定して当該違反漁船のてい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近は違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は極めて集約的で複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、加えて沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の7年度における漁業法令違反の検挙数は494件で、内訳は小型底びき網漁業166件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業183件、沖合底びき網漁業11件、漁業権漁業4件、大中型まき網漁業8件、いかつり漁業10件、べにずわいがに漁業2件、その他110件となっている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

7年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第11回会議及び民間協議の結果を受け、日本200

海里内において5,123tの漁獲限度量及びロシア200海里内において28,530tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

旧母船式さけ・ます漁業は、2年度より基地式の形態で操業を行っており、従来の基地式さけ・ます漁業と事実上一本化された。7年度は4年度からの公海操業の停止を受け、全船86隻がロシア200海里内ののみの操業となっており、漁獲割当量は25,000tであった。主な操業状況は、5月15日花咲港を出航し、2~4航海にて割当てを消化し、7月30日までに陸揚げを終了した。漁獲実績は表21のとおり。

イ 日本海海域

24隻が、日本200海里内において1,295tの漁獲限度量で、4月2日から6月23日まで操業を行い、漁獲実績は1,174tであった。

また、3隻がロシア200海里内において、330tの割当量を受け、4月26日から6月25日まで操業し、漁獲実績は、229tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

138隻（10t未満）が、日本200海里内において3,748tの漁獲限度量で、5月1日から6月30日まで操業を行い、漁獲実績は3,638tであった。また、19t型の27隻がロシア200海里内において3,200tの割当量を受け、5月15日から7月20日まで操業し漁獲実績は3,149tであった。

(3) 日本海はえなわ漁業

6隻が日本200海里内において80tの漁獲限度量で、4月12日から6月11日まで操業し、漁獲実績は66tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中止

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止（モラトリウム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国

表21 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
7年（A）	5,938	16,088	2,617	183	113	24,939
魚種別比率（%）	23.8	64.5	10.5	0.7	0.5	100
6年（B）	3,686	13,504	766	29	181	18,169
魚種別比率（%）	20.3	74.3	4.2	0.2	1.0	100
(A)/(B)×100	161.1	119.1	341.6	631.0	62.4	137.3

は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

從来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリアムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一貫として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、62年度から実施しており平成7年度よりこれまでの調査を充実改善した拡充調査を開始した。

また、平成6年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、從来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この捕鯨は、文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても存続が認められている米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨と同様の社会的・経済的な性格を有しているので、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の

表22 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数 (7年8月1日現在)		
遠洋かつお・まぐろ漁業	761隻	
近海かつお・まぐろ漁業	375隻	
合計	1,136隻	
(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量 (7年、速報値、かっこ内は前年)		
まぐろはえなわ漁業	252千t	(235千t)
かつお一本釣り漁業	162千t	(148千t)
合計	414千t	(383千t)

3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許可船の隻数は、7年8月1日現在総数1,136隻で前年より19隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

本漁業における漁獲量は、諸外国との協定の締結に努力し、漁場の確保に努めているにもかかわらず、資源の悪化等様々な要因のもとでかつお一本釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業ともに近年減少傾向である。

また、52年以降の200海里設定によりすでに10数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るために、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善合理化に向けた取組を支援するため、漁業経営改善促進資金を融通している。さらに、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は8年1月1日現在において2そうびき100隻、平均トン数141t、1そうびき15隻、平均トン数142tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以後漸減し7年は4万tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、元年度及び2年度に81隻の減船を行い、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

操業面では、同漁船が主漁場としている東海・黄海は中国及び韓国船等が操業している国際漁場であるため、資源保護とその合理的利用の観点からそれぞれ二国間協定を締結しており種々の規制が課せられている。

5 遠洋底びき網漁業

本漁業は、操業区域により5業種に区分される。

ア 南方トロール

南方トロール漁業の許認可隻数は7年8月1日現在で54隻である。主要漁業のはほとんどは沿岸国の200海里水域内にあり、毎年漁獲割当量の削減等厳しい操業規制を受けている。なお、グリーンランド沖合海域において試験操業を許可する等新漁場の確保に努めている。

イ 北方トロール、転換トロール、北転船

北方トロール及び転換トロールはロシア民間入漁等によるすけとうだらを漁獲対象とするスリ身工船を中心であり、また、北転船は主漁場のロシア民間入漁及びロシアGG等ですけとうだらを漁獲対象とする冷凍船が中心である。

7年8月1日の許認可隻数は各々20、8、27計55隻である。

ウ えびトロール

えびトロール漁業は、コロンビアからブラジルの南米北岸6か国の海域においてダブルリガ方式の小型トロール漁船によるえびを対象とした底びき網漁業であり、7年8月1日現在における許認可隻数は18隻(平均船型99t)である。7年の漁獲量は349tとなっている。

また、すべての沿岸国は200海里水域を設定され、えびトロール漁船は厳しい漁業規制下で操業を強いられており、現在では、スリナム、ガイアナの2か国でのみ操業している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は從来米国200海里で操業してきたが、昭和63年に漁業割当がゼロとなり、元年度に国際漁業再編対策に基づき10隻を減船して7年8月1日の許認可隻数は9隻であり、ロシア民間入漁により操業している。

7 海外いかつり漁業

ア ニュー・ジーランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。60／61年漁期からTAC(総許容漁獲量)規制が導入されたが、元／2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、今後も復活の見込みはない。一方現地合併会社等に形式的に用船され操業を行っている漁船は、7／8年漁期は、大型17隻、中型3隻で、漁獲量は約1万2千tであり全量が我が国に搬入された。

イ 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年

産 府

にまついかを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁船の安全操業の確保が困難となってきたことと、まついかの大量搬入による産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締りその他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

7／8年漁期の操業隻数は49隻で、漁獲量は約7万3千tとなった。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船ができる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣僚了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者の交付金の交付等を行う。

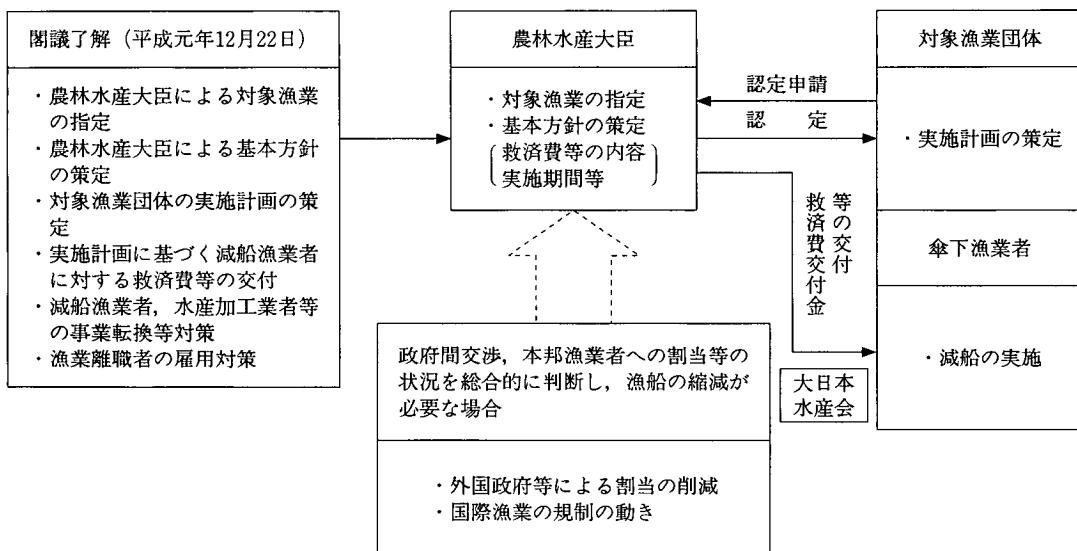
イ 減船漁業者および水産加工業者、資材漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なく

図 1 國際漁業再編対策の骨子



されたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ペーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業を行ってきた。6~7年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行った。

第11節 國際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された海洋法に関する国際連合条約は、1994年11月16日に発効した。

我が国も新たな海洋秩序を構築する同条約の批准に向け、1996年3月26日に、同条約の締結の承認案件を、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の関連法案とともに国会に提出した。

2 国際交渉

(1) 日ロ漁業合同委員会第12回会議

「漁業の分野における協力に関する日本国とソビエト社会主义共和国連邦との間の協定」（いわゆる日ソ漁業協定）に基づき設置される日ロ漁業合同委員会の第12回会議が8年3~4月にモスクワ及び東京において開催された。

本委員会の主な任務は、当面する漁期におけるロシアを母国川とする溯河性魚類の日本による漁獲の条件を決定することにあるが、そのほかにも200海里水域の外側の水域における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係につき広く意見交換を行っているところである。北洋さけ・ます漁業については、日本、米国、カナダ及びロシアの4か国による、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」が1993年2月16日をもって発効し、我が国はこの条約の趣旨に従い、1992年から公海でのさけ・ます漁獲を行わないこととした。

このことから、今回の交渉においては、さけ・ますの漁獲の問題としては、日本国の200海里水域内でのロシア系さけ・ますの保存及び我が国漁船によるさけ・ます操業について話し合われた。

ア 協議の概要

日ロ漁業合同委員会第12回会議は、日本側から政府代表渡邊 敏水産庁海洋漁業部長ほかが、ロシア側からはロージン・ロシア連邦漁業委員会第一副議長ほか

が出席し、8年3月12日から東京において4月5日からモスクワにおいて開催された。

ロシア系さけ・ますの日本漁船による漁獲について、7年の漁獲に関する情報提供等並びに8年の漁獲及びこれに係る協力等に関する問題の審議を行った。

これらの協議の中で、ロシア側は、日本200海里内での違反が認められなかったこと及びロシア200海里内での日本漁船によるさけ・ますの漁獲について、違反件数が減少しており、悪質なものがなくなっていることを評価した。

また、ロシア系さけ・ますの漁獲に係る協力費については、日本側が魚価の低迷等関係漁業者のおかれている厳しい状況を念頭に協力費の減額等を求めたのに対し、ロシア側はさけ・ます資源の状況が悪化していること、さけ・ますの再生産に要する費用が上昇していることを理由に厳しい態度で臨み、交渉は難航したが、モスクワに場所を移してさらに協議を重ねた結果、4月10日双方合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意内容の主要点

今次会議における合意の概要是次のとおりである。

(ア) 総漁獲量=5,123t（前年4,819t、うちしろざけ401t（前年同））

(イ) 操業水域=日本200海里

(ウ) 漁業協力費=7.59億円を上限、6.9億円を下限とし、漁獲実績に応じて金額を調整する実績比例方式

(エ) その他=ロシア連邦の200海里内の水域の問題に関し、ロシア側から、日本漁船によるさけ・ますの漁獲枠として12,000tを提供する旨表明

(2) 日口漁業委員会第12回会議

8年の日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日口漁業委員会第12回会議は、平成7年11月～12月、モスクワにおいて開催された。

ア 協議の経過

(ア) 日口漁業委員会第12回会議は、日本側からは政府代表渡邊 敏水産庁海洋漁業部長ほかが、ロシア側からはロージン・ロシア漁業委員会第一副議長ほかが出席し、7年11月20日から12月2日までモスクワにおいて開催された。

(イ) まず、7年の両国の漁船の相手国200海里水域における操業状況のレビューが行われた。

(ウ) 次に、7年における一方の国の漁船による他方の国の200海里水域において定められた操業規則の遵守に関する問題の審議が行われ、ロシア側からは、日本漁船の違反が依然として多数に上り、その多くは

悪質なものであるとし、さらに、日本側の罰金の未払いが多数に上っていることを強く非難した。

これに対し我が方は、違反件数は着実に減少している旨を指摘しつつ、引き続き違反防止のため、厳正な措置を講ずるとの意向を表明し、また、事実として確認された違反に対する罰金の支払いについて引き続き適切な指導を行うとの意向を表明した。

(エ) 続いて、双方は、8年における自國漁船の相手国200海里水域における操業条件に係る協議を行った。

a 日本水域におけるまいわし資源の減少により、ロシア漁船への割当量は消化可能な量（実績からみれば1万t以下）に減少し、これに伴い、ロシア水域における日本漁船への割当量も同様に減少させる。

b 特定の魚種について、資源状況及びロシア国内での操業が活発になっていることから、日本漁船への割当量を減少させる。

これに対し、日本側としては、状況を適切に説明し、ロシア側の理解を求めるとともに問題解決のための協議を進めた。特に双方の割当量については、ロシア側の主張のとおり、日本水域でのロシア漁船の消化可能量は今後ともかなり低いことが見込まれるため、日本側から一定の協力をを行うことでバランスをとるとの前年から導入された考え方を継続することとし、両国間で協議を重ねた結果、12月2日合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

イ 合意の内容

今次会議における合意の概要是次のとおりである。

(ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

① 漁獲割当は10万tとする。（前年同）

② 日本側からロシア側に対しロシア専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

③ その他の操業条件はおおむね前年同。

b 有償操業

① 漁獲割当量は9千tとする。（沖底（II-2区）のみ。前年1.8万t）

② 操業条件・水域はおおむね前年同。

③ 日本側はロシア側に4億円を支払う。

c 共通事項

許可隻数はトン数階層別隻数を一部変更し、1,100隻（前年同）とする。

(イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

a 漁獲割当量は10万tとする。（前年同）

b 操業条件・水域はおおむね前年同。

c 許可隻数枠は205隻とする。（前年同）

(ウ) 寄港

ロシア漁船の我が国への寄港については、8年に限り、補給及び急用のため、釧路港への寄港を認める。また、相互主義の観点から日本漁船についてもネヴェリスク港への寄与が認められる。

(c) 民間協力関係

民間ベースの協力については、双方とも今後の発展に興味を示し、これに関連して、ロシア側は日本国側の当事者が契約ベースで参加する共同操業等の継続のため、ロシアの日本200海里水域内における漁獲クォータの配分に係る問題を適切な場合に検討する用意があるとし、また、三角水域での調査等については、双方がこの協力を肯定的に評価し、この継続に対し支援する用意がある旨が表明された。

(3) 日韓漁業協定の実施

40年12月発効した日韓漁業協定の本年における実施状況は、次のとおりである。

ア 国内措置の実施状況

日韓共同規制水域への出漁については、前年度に引き続き兵庫県から長崎県にいたる重要漁港に漁業監督官を駐在させ、出漁証明書等の交付、漁獲量の報告及び無線による正午位置報告等の指導監督にあたった。また、朝鮮半島の東海岸、南海岸及び西海岸には監視船を配して、操業上の指導取締りを実施した。日韓両国漁船間の漁場における操業の安全及び秩序の維持については、40年12月に締結された「民間の取決め」の遵守につき指導が行われた。

イ 日韓漁業共同委員会

日韓漁業共同委員会は、41年以来毎年開催されているが、本年はソウル（7年4月27日～4月28日）において第29回定期年次会議が開催され、主として漁業資源の科学的調査及び同結果に基づきとられるべき措置、漁船間の海上事故に関する一般的な取扱方針、合意事項第8項(a)の遵守の問題が討議された。主要な合意事項は次のとおりであった。

(7) 両締結国から提出された漁業資源の共同調査の資料を審議した結果、底魚類資源は全体的に依然として低い水準にあり、回復の兆候がみられず、主要魚種の漁獲状況をみると、漁獲量と単位努力量当たり漁獲量の減少がみられ、また、漁獲物中の小型魚の比率がきわめて高く、年級群の構成が単純化していることから現在の資源は望ましい状態ではないと判断される。

従って底魚資源の最大持続生産と資源の回復のための管理を具体的に図る必要があることについて意見の一一致をみた。

(8) 漁船事故に関し、相互に交換した資料に基づき、状況を検討した結果、1993年度における事故は依然と

して少なからず発生しており、引き続き両締結国は、事故の未然防止を図るために一層の努力が必要であることを認めた。

両締結国漁船間の事故に対する一般的な取扱方針に関連して、双方が期間中にそれぞれ自国内においてとった措置について説明したことと踏まえ、引き続き相互に事故の予防と迅速な事故処理のため一層努めること及び事故防止のためには、1995年5月より実施する自主規制措置等を適切に実施すること、また、韓国のあなご漁業と日本の底引き網漁業との間の民間取り決めの遵守及び民間団体を指導することが必要であることについて意見の一致をみた。

また、委員会は、漁船間事故に関する確認書の着実な交換の実施等事故防止のために努力している双方の民間団体の活動を評価することにつき意見の一一致をみた。

さらに、漁船の海難救助及び緊急非難の状況につき意見を交換し、双方が日韓海難救助協定に基づき円滑な協力関係を維持しつつ、海難救助及び緊急避難の適正な実施のため相互に努力することとした。

(9) 日韓漁業協定についての合意事項第8項(a)の遵守等についての検討を行い、韓国漁船の違反操業が今年に入り大幅に減少していることを評価しつつ、さらなる韓国側の努力を要請した。また、委員会は関連措置を両国漁民に確実に遵守させるため、それぞれが自国民に操業規制をしている水域における自国民による違反操業の防止に努めることについて意見の一一致をみた。

ウ 第5次自主規制措置関係

昭和55年以降、4次にわたって実施されてきた自主規制措置について、北海道・西日本周辺水域における韓国漁船に対する自主規制内容の強化、取締りの強化等を図った上で、8年末までを期間とする第5次自主規制措置が、平成7年5月から実施された。

エ 協定に基づく連携巡視等

両国監視船の連携巡視及び両国公務員の共同乗船については、7年度に連携巡視10回（うち海上保安庁2回）、共同乗船日本側6回、韓国側6回が実施された。

(4) 日中漁業協定の実施

ア 国内措置の実施状況

協定水域内に出漁する漁船に対しては、前年と同様、標旗等の交付、出漁状況調査等の実施により指導監督に当たるとともに、黄海及び東海海域に監視船を配し、操業上の指導取締を行った。また、本協定に基づき締結されている民間協定により、引き続き操業の安全、秩序の維持、海上における事故の円滑な処理が図られ

た。

イ 日中漁業共同委員会

7年4月3日～4日の2日間、東京において第19回年次会議が開催され、協定の実施状況、協定水域内の資源状況、我が国周辺水域での中国漁船の操業問題等について討議された。主要な合意事項は次のとおりであった。

(ア) 漁船間事故処理に関し、日中漁業協議会と中国漁業協会がそれぞれ委託する専門的保険機関を積極的に活用して、事故の円滑な処理を図ることで意見の一一致をみた。

(イ) 東海・黄海の漁業資源につき意見の交換を行い、今後、東海・黄海の漁業資源保護をさらに重視することにつき意見の一一致をみた。

(ウ) 我が国の漁業禁止区域における中国漁船の操業自粛と中国漁船とのトラブルの防止対策について要請したのに対し、中国側は、問題解決のために努力していくかといふ述べた。

(エ) 我が国の延縄漁船と中国漁船とのトラブルを回避するため、日中漁業協議会を窓口として、中国側が延縄漁業関係者の訪中を受け入れることで意見の一一致をみた。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議を行った。

第4回協議は1996年1月米国ワシントンD.C.で行われ、国連公海漁業協定及びFAOフラッギング条約の早期発効に向けての努力、太平洋におけるまぐろ漁業問題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

1995年3月、東京にて日加漁業協議が開催され我が国からは森本審議官が出席した。

本会議では、1995年の対日漁獲割当、水産物貿易、対加漁獲協力、まぐろ漁業等について協議が行われた。

また、1995年2月、カナダ政府は1995年の対日漁獲割当を発表した。大西洋沖合においては、シルバーへイク1,300t、ニギス400t、ラウンドノーズグラナディア1,978t、まついか12,450t合計16,128tが割り当てられた。

さらに、6月には赤魚440tが追加割り当てされた。

(7) 日・ニュー・ジーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、まぐろはえなわ漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきているが、1995/96年漁期の操業条件については日・NZ間で合意に至らず、7年度中に決着できなかった。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取扱により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって破棄された。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定(キリバスの独立は79年7月12日)に基づき、93年10月以降の操業条件に関する協議が93年9月に行われ、まぐろはえなわ、かつお一本釣船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることになった。95年9月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ100t未満約132万円、100t以上約166万円、かつお一本釣り約81万円。単船まき網漁船については、その操業形態及び経営状況等から見て、キリバス水域漁場を利用するか否か不明なため、93年10月1日から95年9月30日までの2年間暫定的に入漁することとし、入漁料については、年間1隻当たり100万円、但し水揚金額の5%が100万円を上回る場合には、入漁料が水揚金額の5%となるよう補填払いすることとなった。89/90年より機材供与は廃止された。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

日・ソロモン200海里水域への我が国まぐろはえなわ船及びかつお一本釣船の入漁は1979年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取扱の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後90年12月に新しい民間取扱が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払い方式は従来通りに船別航海毎に支払うこととし、95年9月の1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約135万円、100t以上約207万円、かつお一本釣船約78万円となっている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国とのまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結されてきて

いる。1995/96年漁期については、豪州側が、みなみまぐろ保存委員会においてみなみまぐろの総漁獲可能量及び国別割当量が決定されるまでは日豪政府間漁業協議の開催には応じないとの態度をとったため、7年度中の補足協定締結には至らなかった。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、95年7月に行われた交渉により、95年8月12日以降の日本漁船の操業条件等が協議され、翌年8月11日までの1年間、仏領海外領土水域におけるまぐろはえなわ漁船及びかつお一本釣船による操業が次の通り認められた。ニューカレドニア水域：操業許可隻数20隻、漁獲枠1,500t、入漁料（機材供与を含む）290万フラン。ワリスエフトナ水域：操業許可隻数2隻、許可区枠200t、入漁料（機材供与を含む）44万フラン。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定に基づく1996年1月から12月までの我が国まぐろはえなわ漁船の操業条件について、7年2月に政府間漁業協議が開催されたが、合意に至らず7年度中に決着できなかった。ただし、95年許可の暫定的延長措置により我が国漁船の南アフリカ水域における操業は確保されている。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。87年代理店を通じた個別入漁方式が導入されたが、インドネシア側には当分の間政府間または民間の入漁協定を締結する意志がないため、我が国漁船の安全操業等には依然問題がある。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が毎月に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期間の自動延長が採用された民間取極が締結された。95年9月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約28万円、20t以上約72万円、かつお一本釣り約69万円、単船まき網約212万円、複船まき網約149万円、また、外地陸揚げを行うまぐろはえなわは3か月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満152万円、20t以上約180万円。94/95

年度の機材供与は、7,200万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろはえなわ船及びかつお一本釣船については入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることになった。95年9月の1隻当たりの入漁料は、まぐろはえなわ約138万円、かつお一本釣り約113万円。91/92年以降の機材供与は廃止された。

(17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払い方式はランプサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、92年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間：93年2月1日～94年1月31日、その後は自動延長、②入漁料：（95年2月1日から96年1月31日までの年間許可）まぐろはえなわ20t未満約62万円、20t以上約103万円、かつお一本釣り約27万円、単船まき網約206万円、複船まき網約108万円、（航海毎許可）まぐろはえなわ20t未満約34万円、20t以上約69万円、かつお一本釣り約27万円、単船まき網148万円、複船まき網約144万円、③許可隻数：290隻（ただし、単船まき網32隻まで、複船まき網7隻まで）。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、94年3月にかつお一本釣船の操業条件に関する協議が行われ、個別船が航海毎に90万円の入漁料を支払うことにより、トゥヴァル200海里水域へ入漁することが可能になった。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により、同年7月以降の日本漁船の操業条件等が協議された。まぐろはえなわ、かつお一本釣りについては、入漁料を船別航海別に支払う方式（95年7月から96年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約50万円、100t以上は61万円、かつお一本釣り約39万円）が、まき網船については、年間1隻当たり100万円、ただし水揚金額の5%が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚金額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

3 多国間交渉

(1) 國際捕鯨委員会 (IWC)

第47回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合は、5月29日から6月2日まで（科学委員会及び各種分科会は5月8日から5月27日まで）アイルランドのダブリンにおいて加盟国40か国中33か国が出席して開催された。

ア 南大洋鯨類サンクチュアリーの見直し

我が国より、南大洋鯨類サンクチュアリーは昨年の年次会合で科学的検討もされず可決され（但し、我が国はミンク鯨への適用について異議申し立てを行った）、国際捕鯨取締条約の手続き上問題があるとして直ちに見直しを行うよう求めたが、反捕鯨国側は、サンクチュアリーは既に設定されているのでその必要なしとしたものの、最終的には本件の扱いについては我が国の主張を入れ、明年的科学委員会で検討されることになった。なお、南大洋鯨類サンクチュアリー一での捕獲調査の実施の自肅を要請する決議が賛成23、反対7、棄権1で可決された。

イ モラトリームの見直し（改訂管理制度：RMS）

商業捕鯨再開の前提となっているRMSの内、唯一残された課題である監視取締制度（国際監視員による捕鯨の取締体制の強化等を内容とするもの）について議論がなされたものの合意が得られず、引き続き検討することとされた。

ウ 沿岸小型捕鯨暫定救済枠（ミンク鯨50頭）

昨年提出した行動計画（暫定救済枠が認められた場合の鯨肉の流通・配分等の計画で商業性の排除に努めたもの）に改善を加えたものを提出し、暫定救済枠50頭の確保のための付表修正提案を行ったが、賛成10、反対14、棄権9で否決された。しかしながら、将来、暫定救済枠が認められた場合には、本件行動計画は有効な管理手段であることを認める内容の決議が採択された（賛成13、反対10、棄権8）。

エ 鯨類捕獲調査

南氷洋ミンク鯨の系群構造を把握するために所要の改善を加えた南氷洋鯨類捕獲調査計画及び昨年と同様の北西太平洋鯨類捕獲調査計画を科学委員会に提出したが、双方とも肯定的評価を受けた。総会において、我が国は南大洋鯨類サンクチュアリー一での捕獲調査の実施の自肅を要請する決議に対抗して、南氷洋調査奨励決議を提案したが、僅差で否決された。

オ 人道的捕殺

英國、ニュー・ジーランドは、明年的年次会議において、鯨の二次的捕殺方法で我が国が採用している電気ランス（電気モリ）の使用禁止を求める付表修正提

案を行うこととして、それまでの間、電気ランスの使用禁止を求める決議が賛成20、反対5、棄権6で可決された。

カ 違法鯨肉取引の防止

我が国から、我が国主導の下、東京で開催された鯨肉取引に関する非公式国際会合の結果について報告するなど、違法鯨肉取引の防止のために我が国が積極的な措置を講じていることを紹介した。また、違法鯨肉判別のためのDNA分析の導入、商業捕鯨モラトリーム以前の在庫量の確認、在庫鯨肉の処分等を締約国政府に求めることを内容とする違法鯨肉取引防止に関する決議が可決された（賛成21、反対3、棄権6）。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋公海水域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学知見等について協議が行われている。

95年については、第3回年次会議が米国（シアトル）において11月5～10日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国その他、オブザーバーとして中国、韓国及びPICES（北太平洋海洋科学機関）が出席した。

主な討議内容としては、各国の取締り及び取締り協力の成果として、95年において加盟国の条約違反漁船が1隻も現認されなかったことが報告・評価されたが、数隻の国籍不明の流し網漁船が公海において現認されたことが報告され、96年についても95年と同様の取締り協力をしていくことが確認された。

非締約国対策については、FAOで策定された「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」に非締約国が加盟すれば、自国の漁船が国際的な保存管理措置を遵守するよう確保する義務が生じることから、加盟国が関係非加盟国に対して、必要に応じ、本協定に加盟するよう働きかけていくことで一致した。

また、本件に関連し、既に条約加盟を表明している韓国からは、予算の問題で加盟が96年以降となるとの見込みが報告され、また、現時点で条約加盟に否定的な中国からは、今後ともオブザーバー参加を継続していくとの意向が表明された。

科学的な議論としては、各國の95年の科学調査の結果及び96年の計画について意見交換が行われた他、96年10月28、29日に北海道においてNPAFCがイニシア

チブをとり、サケ・マス資源の評価のためのシンポジウムを開催することが決定された。

なお、次回の第4回会議は、97年10月21日から日本の東京で開催され、98年の第5回会議はカナダにおいて開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、本海域の漁業資源管理機関として活動している。

本機関第17回年次会議は1995年9月11日から15日までハリファックス（カナダ）にて開催され、我が国からは米澤政府代表、ほか外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年次会議においては新たな保存取締措置の導入及び1996年の総漁獲量及び国別配分について討議され、まついかの総漁獲許容量が15万t、うち我が国への割当2,250t、赤魚の総漁獲許容量3万7千t、うち我が国への割当520t及びカラスガレイの総漁獲許容量が2万t、うち我が国への割当2,050tと決定がなされた。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第55回国議が1995年6月13日～15日まで米国のラホヤで開催された。

きはだまぐろの資源状況は依然として良好であると報告され、また、まぐろまき網漁業によるイルカの混獲状況は、種々の工夫を漁具に施すとともに船長及び漁労長を訓練したことなどから、1991年の約2万7千頭から、1993年には3,605頭まで減少した。一方で操業がイルカ付き群から木付き群に移行していることに伴う魚体の小型化が報告された。

1995年のきはだの漁獲枠は、まず23.5万ショートtとし、その後の操業状況に応じて2万ショートtずつ3回の増枠を行うとの勧告案の指示が事務局よりあり、原案通り採択された。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第14回通常会議は、1995年11月10日～17日までスペインのマドリッドで開催され、我が国から島農林水産省国際顧問ほかが出席した。

本会議においては、メバチの漁獲をMSY以下に抑えることを内容とする決議が採択され、北大西洋におけるメカジキの配分比率が決定された（我が国は、6.25%）ほか、1994年の決議に従い、パナマ、ベリース、ホンジュラスがICCATの定めるクロマグロの保存の効果を減殺している国として特定された。

(6) 南極生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第14回年次会合が、1995年10月23日から11月3日にかけてオーストリアのホーバートにおいて開催された。同会合では、オキアミ、マゼランアイナメ等の予防的漁獲許容量のほか、新たな保存措置として、条約水域において共同取締に携わるCCAMLR検査員が当該漁船が操業中でなくとも臨検できること等の措置が採択された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

第2回委員会年次会合が7年9月に東京において開催されたが、みなみまぐろ資源の状況に関する見解の相違から、総漁獲可能量を増加させるべきとする我が国と、これを増加させるべきでないとする豪州及びNZの間で意見が分かれ、1995/96年漁期のみなみまぐろ総漁獲可能量及び国別割当量につき合意することができなかった。

このため、7年10月及び8年1月に第1回委員会特別会合がキャンベラにおいて開催されたが、ここでも決着がつかず、豪州及びNZは各々の国別割当量を前年同のそれぞれ5,265t及び420tとすることを一方的に宣言し、我が国はその割当量を決定した後にこれを豪州及びNZに通報することとした。

(8) ベーリング公海漁業問題

北太平洋における米国等の200海里規制の強化に伴い、1985年頃から我が国、韓国、中国及びポーランドの4か国が米ソ（現ロシア）の200海里水域に囲まれたベーリング公海でのスケトウダラ漁業を拡大したが、急激な資源状況の悪化を受け、1991年（平成2年）2月以降、ベーリング海の沿岸国である米ソ両国とともに、これら6か国が参加する関係国会議が開催され、94年2月、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（以下「ベーリング公海漁業条約」）」が作成された。

同条約は、関係6か国の署名、批准を経て、95年12月8日に発効したが、その内容は以下のとおり。

ア 目的

ベーリング公海のスケトウダラ資源の保存管理及び適正利用を図る。

イ 保存管理措置の決定

毎年、年次会議開催し、米国及びロシア200海里水域を含むアリューシャン海盆全体のスケトウダラ資源量についての科学技術委員会における評価に基づき、ベーリング公海のスケトウダラの漁獲可能水準及び国別割当量を原則として全締約国のコンセンサスにより決定する。

漁獲可能水準については、コンセンサスにより決定し得ない場合、アリューシャン海盆のスケトウダラの資源量に応じて次のとおり決定される。

資源量167万t未満：漁獲可能水準0t

資源量167～200万t：漁獲可能水準13万t

資源量200～250万t：漁獲可能水準19万t

資源量250万t以上：年次会議において別途

設定

ウ 保存管理措置の実効性の確保（取締り）

トランスポンダーの全船搭載、自国又は他の締約国のオブザーバーの乗船、全締約国による乗船・検査の実施、違反船舶に対する裁判管轄権の旗国への専属

エ 科学協力

科学調査の実施に関する協力、科学データの交換等

なお、ベーリング公海におけるスケトウダラ漁業については、92年8月に開催された第5回関係国会議において、93年及び94年の2年間、各國が自主的に操業停止することで合意されていたが、94年9月（ロシアモスクワ）、95年11月（米国シアトル）で開催された関係6か国による条約署名国会議において、引き続き96年の第1回年次会議の開催（日程については外交ルートで決定）までの間、同自主的操業停止を継続することで合意された。

(9) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊生魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊生魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等国連海洋法条約の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定は、国連海洋法条約の関連規定を通じたストラドリング・ストック及び高度回遊生魚種の保存と合理的利用を確保するための方策及び国際的な協力のあり方を規定するものである。

本協定には、保存管理措置について、科学的根拠に基づいた保存管理措置、200海里水域内外の保存管理措置の一貫性の確保、公海上の資源について重要な任務を担う地域漁業管理機関の果すべき機能、地域漁業管理機関非加盟国との取扱いについて記述されている。ま

た、取締については、有効な監視体制の構築、違反漁船に対する旗国の責任、及び違反の発見の場合の手続等を記述してある。なお、紛争可決については、国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続きにしたがって解決を図ることとされている。

本協定、1995年12月から1年間署名のための開放がされ、30か国の批准の後発効する。

(10) 食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議

1995年12月、京都にてFAOの協力の下、我が国政府主催で開催された。同会議には、95か国の政府関係者、11の国際機関、9の国際的な非政府組織（NGO）が参加した。

この会議において、漁業は食料供給・雇用創出・所得確保等多くの面から食料安全保障に大きく貢献しているとの各国共通の認識が確認された。さらに、将来の水産物供給を増大させるためには、適切な資源管理措置、資源の有効利用、適切な水産物貿易等を実施するほか、水産物利用における地域間・国家間の経済的・文化差異の尊重とその重要性の研究を推進するべきこと等をまとめた京都宣言及び具体的な行動計画が採択された。

4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合弁事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は、7年3月末現在で、228件、対象国は43か国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、ガイアナ、スリナム、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、仏領ギアナ、ウルグアイ、エクアドルの13か国で、事業種類は漁業23件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース1件の計29件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、香港、台湾、韓国、中国、ソロモン、バヌアツ、オーストラリア、ニュージーランド、ミクロネシア、マーシャル、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、フィジー、キリバスの21か国で、事業種類は漁業47件、養殖業59件、加工業23件、漁業リース1件の計130件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、ガーナ、モザンビーク、マダガスカル、モーリシャス、ナミビアの5か国で、事業種類は漁業6件、加工業1件の計7件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、ロシア連邦の4か国で事業種類は漁業22件、養殖業2件、加工業37件、漁業代理店業1件の計62件である。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計表は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、7年末については、表23のとおりである。

また、漁船法第3条2の規定に基づく7年度の農林水産大臣の許可件数は表24のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法(昭和25年法律第178号)第22条の規定に基づく漁船の依頼検査の7年度実績は、総合検査9件、船体検査36件、機関関係検査55件の合計100件、検査手数料収入総額は1,037万円であった。

漁船の建造技術等の向上を目的とする漁船技術者講習会を山形県ほか8県下の11か所において開催し、受講者の合計は348名であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡又は貸渡しについては、運輸大臣が海上運送法に基づいて許可し、また、漁船の輸出については、通商産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、我が国水産業の健全なる維持・発展の見地から個々の漁船について、水産庁に事前協議することとしている。7年度における貸渡しは仕向国10か国129隻、輸出については40か国164隻であった。

4 IMO(国際海事機関)等対策

IMOにおいて、平成5年4月に漁船安全条約議定書が採択された。この議定書においては、さらに小型の漁船について、海象・気象条件が同様な地域に適用する地域安全基準を作成することと規定している。また、FAO(国連食糧農業機関)において、便宜的に船籍を移動すること(リフラッギング)が問題となっていることから、これを防止する協定が平成5年11月に採択された。これらに対応するため6年度から¹⁾全国漁船協会

にIMO等国際機関対策事業を委託している。

5 漁業用無線施設等の整備

イ 我が国漁船漁業における情報通信手段として不可欠な存在である漁業無線は、近年の漁船勢力の減少及び通信分野における技術革新の進展等によって、全国的に漁業無線局の経営が厳しい状況におかれています。漁業無線の使命が十分に果し得なくなるのではないかとの危惧が広がりつつある。

このため水産庁としては、平成5年度から2か年計画で¹⁾全国漁業無線協会に委託して、全国的視野から適正規模の漁業無線局を適地に配置すること等を検討し、将来の通信システムの基本構想を策定する「将来的漁業無線局のあり方検討事業」を実施したところである。

この調査検討の結果、厳しい環境の変化に対応した漁業無線局の経営基盤を早急に確立するために、全国的視野にたった漁業無線局の適正な配置と連携統合等を計画的に推進するためマスター・プランの策定及び合意形成のための協議調整を行い、我が国漁業無線通信体系の再編整備を推進するため「漁業無線局再編整備推進事業」を平成7年度から3か年計画で¹⁾全国漁業協同組合連合会に補助している。

ロ 船体の構造上の制約等から無線施設の普及が妨げられていた沿岸海域で操業する小型漁船等に対し、漁船間だけでなく、自宅、漁協、市場などとも直接通話できる漁業地域情報システムを導入するため、2年度から小型漁船用無線施設等整備事業を実施し、これまでに11県15地区が完了しており、このうち11地区的事業に要する経費に対し助成を行った。

6 海中情報総合計測システムの開発

資源管理型漁業を推進し、漁業操業を効率的なものにするため、一定海域の水産資源量を科学的に把握し、判断できるようになることが重要であり、そのためには海中の立体的な諸情報を的確リアルタイムに把握でき、さらに漁場形成予測ができるような総合システムの開発を行っている。

表23 漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船質 Type of Hull	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数 NO.	総トン数 G.T.	隻数 NO.	総トン数 G.T.	隻数 NO.	総トン数 G.T.
総計	S	5,494	772,862.80	5,494	772,862.80	-	-	-
	W	47,981	89,402.42	43,097	85,334.57	4,884	4,067.85	
	F	332,592	821,619.17	323,499	813,364.00	9,093	8,255.17	
	T	386,067	1,683,884.39	372,090	1,671,561.37	13,977	12,323.02	
淡水漁業	S	25	51.45	25	51.45	-	-	-
	W	5,250	2,815.68	2,922	1,814.61	2,328	1,001.07	
	F	9,376	9,678.56	7,193	8,647.27	2,183	1,031.29	
	T	14,651	12,545.69	10,140	10,513.33	4,511	2,032.36	
合(海水漁業)	S	5,469	772,811.35	5,469	772,811.35	-	-	-
	W	42,731	86,586.74	40,175	83,519.96	2,556	3,066.78	
	F	323,216	811,940.61	316,306	804,716.73	6,910	7,223.88	
	T	371,416	1,671,338.70	361,950	1,661,048.04	9,466	10,290.66	
内水面	S	6	8.12	6	8.12	-	-	-
	W	396	167.73	223	128.83	173	38.90	
	F	1,240	1,132.25	974	1,021.18	266	111.07	
	T	1,642	1,308.10	1,203	1,158.13	439	149.97	
採介藻	S	209	4,467.76	209	4,467.76	-	-	-
	W	9,861	9,260.90	8,772	8,672.93	1,089	587.97	
	F	103,711	140,465.27	98,347	137,168.76	5,364	3,296.51	
	T	113,781	154,193.93	107,328	150,309.45	6,453	3,884.48	
定置	S	316	4,680.73	316	4,680.73	-	-	-
	W	1,240	4,172.45	861	2,968.54	379	1,203.91	
	F	11,680	47,116.50	11,070	43,996.05	610	3,120.45	
	T	13,236	55,969.68	12,247	51,645.32	989	4,324.36	
一本つり	S	559	61,065.55	559	61,065.55	-	-	-
	W	17,128	33,350.66	16,877	33,219.86	251	130.80	
	F	92,438	203,270.18	92,238	203,138.74	200	131.44	
	T	110,125	297,686.39	109,674	297,424.15	451	262.24	
はえなわ	S	247	25,089.28	247	25,089.28	-	-	-
	W	1,185	3,705.30	1,169	3,696.75	16	8.55	
	F	9,805	36,350.94	9,804	36,349.87	1	1.07	
	T	11,237	65,145.52	11,220	65,135.90	17	9.62	
刺網	S	543	31,690.93	543	31,690.93	-	-	-
	W	4,523	7,254.47	4,427	7,194.36	96	60.11	
	F	49,984	108,005.57	49,839	107,893.60	145	111.97	
	T	55,050	146,950.97	54,809	146,778.89	241	172.08	
まき網(網船)	S	245	31,883.68	245	31,883.68	-	-	-
	W	208	1,329.90	178	1,191.93	30	137.97	
	F	1,220	11,451.36	1,200	11,267.68	20	183.68	
	T	1,673	44,664.94	1,623	44,343.29	50	321.65	
まき網附属船	S	721	80,556.22	721	80,556.22	-	-	-
	W	151	1,324.37	136	1,318.97	15	5.40	
	F	2,107	21,764.23	2,106	21,762.75	1	1.48	
	T	2,979	103,644.82	2,963	103,637.94	16	6.88	
敷網	S	39	2,492.22	39	2,492.22	-	-	-
	W	359	1,062.40	335	1,008.58	24	53.82	
	F	1,736	11,550.22	1,729	11,544.49	7	5.73	
	T	2,134	15,104.84	2,103	15,045.29	31	59.55	
底びき網	S	611	35,756.19	611	35,756.19	-	-	-
	W	3,004	12,582.95	3,004	12,582.95	-	-	-
	F	15,184	76,761.43	15,184	76,761.43	-	-	-
	T	18,799	125,100.57	18,799	125,100.57	-	-	-
以西底びき網	S	145	18,999.36	145	18,999.36	-	-	-
	W	-	-	-	-	-	-	-
	F	145	18,999.36	145	18,999.36	-	-	-
	T	60	45,788.74	60	45,788.74	-	-	-
遠洋底びき網	S	-	-	-	-	-	-	-
	W	-	-	-	-	-	-	-
	F	-	-	-	-	-	-	-
ひき網	S	60	45,788.74	60	45,788.74	-	-	-
	W	262	2,890.28	262	2,890.28	-	-	-
	F	1,163	4,333.91	947	3,853.90	216	480.01	
	T	7,859	42,103.31	7,795	42,010.94	64	92.37	
かつお・まぐろ	S	9,284	49,327.50	9,004	48,755.12	280	572.38	
	W	953	284,775.25	953	284,775.25	-	-	-
	F	9	228.16	9	228.16	-	-	-
	T	801	28,135.03	801	28,135.03	-	-	-
	S	1,763	313,138.44	1,763	313,138.44	-	-	-
捕鯨	S	8	266.08	8	266.08	-	-	-
	W	-	-	-	-	-	-	-
	F	5	16.36	5	16.36	-	-	-
	T	13	282.44	13	282.44	-	-	-
官公庁船	S	252	78,360.73	252	78,360.73	-	-	-
	W	14	86.65	14	86.65	-	-	-
	F	814	4,109.95	808	4,104.87	6	5.08	
	T	1,080	82,557.33	1,074	82,552.25	6	5.08	
運搬船	S	161	51,523.70	1	51,523.70	-	-	-
	W	197	1,582.71	177	1,570.76	20	11.95	
	F	2,038	15,610.36	2,013	15,578.11	25	32.25	
	T	2,396	68,716.77	2,351	68,672.57	45	44.20	
冷凍運搬及び母船	S	1	349.91	1	349.91	-	-	-
	W	-	-	-	-	-	-	-
	F	1	349.91	1	349.91	-	-	-
雑漁業	S	131	12,166.62	131	12,166.62	-	-	-
	W	3,293	6,144.18	3,046	5,796.79	247	347.39	
	F	22,594	64,097.65	22,393	63,966.87	201	130.78	
	T	26,018	82,408.45	25,570	81,930.28	448	478.17	

表24 平成7年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

(長さ15メートル以上)

漁業種類	区分		総数		50トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		500トン以上 1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以西底びき網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖合底びき網	5	395	—	—	5	395	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
かつお・まぐろ	21	8,124	1	19	—	—	1	149	—	—	19	7,956	—	—	—	—	—	—
まき網	1	349	—	—	—	—	—	—	—	—	1	349	—	—	—	—	—	—
まき網付属	4	437	2	38	—	—	1	129	1	270	—	—	—	—	—	—	—	—
一本つり(いか)	3	414	—	—	—	—	3	414	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さけ・ます流し網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北洋はえなわ刺網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜はえなわ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬船	1	14	1	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官公庁船	17	5,538	4	71	3	198	3	474	1	259	5	2,485	—	—	1	2,051	—	—
その他の	19	808	17	289	—	—	1	199	—	—	1	320	—	—	—	—	—	—
計	71	16,079	25	431	8	593	9	1,365	2	529	26	11,110	—	—	1	2,051	—	—

2. FRP船

漁業種類	区分		総数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		30トン以上 50トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		50トン以上 100トン未満		(長さ15メートル以上)
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数
遠洋底びき網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以西底びき網	4	111	2	38	—	—	1	33	1	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖合底びき網	8	474	4	76	—	—	—	1	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	350
かつお・まぐろ	6	173	4	76	—	—	1	39	—	—	1	58	—	—	—	—	—	—	—
まき網	19	344.7	19	344.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一本つり(いか)	9	164	9	164	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さけ・ます流し網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北洋はえなわ刺網	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜はえなわ	3	49	3	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬船	6	85.7	6	85.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官公庁船	1	23	—	—	1	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	65	993.6	65	993.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	121	2,418	112	1,827	1	23	2	72	2	88	1	58	—	—	—	—	3	350	—

注:木船の建造は無し。

第13節 漁港の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、26年以来漁港法（昭和25年法律第137号）第5条の規定により行っているが、7年度においては2港を指定し、4港を取り消した。その内容は表25のとおりである。

表25 指定漁港数

漁港種類	7年度 指定	7年度 取消し	6年度 まで	7年度 末現在
第1種漁港	2	4	2,219	2,217
第2種漁港	—	—	512	512
第3種漁港	—	—	113	113
第4種漁港	—	—	101	101
計	2	4	2,945	2,943

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁港区域に係る海岸保全区域の指定

6年度において、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により都道府県知事が漁港区域に海岸保全区域を指定した漁港数は5港であり、7年度末の総数は2,245である。

3 漁港の管理

7年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は2漁港であり、7年度末の漁港数は表26のとおりである。

表26 漁港管理者別漁港数

漁港種類	7年度 決 定	6年度 末まで	6年度末		
			総 数	都道府 管 理	市町村 管 理
第1種漁港	△2	2,219	2,217	372	1,845
第2種漁港	—	512	512	313	199
第3種漁港	—	113	113	107	6
第4種漁港	—	101	101	101	—
計	△2	2,945	2,943	893	2,050

また、7年度に漁港管理規定（条例）を制定して管理体制を整備した漁港管理者は4市町村であり、この結果、7年度までに漁港管理規定を制定した漁港管理者の総数は次のとおりである。

大臣への届け出分 北海道ほか39都府県

知事への届け出分 宮古市ほか594市町村

計 635団体

4 漁港の整備

(1) 漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度までに375港の修築事業が実施され、このうち43港が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費は226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図られた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった（このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、総事業費1兆9,940億円であった）。

第9次漁港整備計画は、6年3月第129回国会の承認

を受け、整備漁港480港を対象として6年度から11年度までの6か年間に修築事業により整備を行う。これに要する総事業費は、1兆3,500億円である。(このほか、漁港の基本的な施設整備6,500億円、漁港漁村の環境整備3,500億円、地方単独費等600億円、調整費5,900億円があり、これを合わせて第9次漁港整備長期計画として、総事業費3兆円となる。)

(2) 漁港修築事業

この事業は、漁港法に基づく事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新築、増築、改築等の事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が15億円を超えるものである。7年度においては、国の直轄事業により、254億5,715万円をもって33港について事業を実施し、補助事業により事業費2,200億1,800万円(国費1,343億7,200万円)をもって477港について事業が実施された。

(3) 漁港改修事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の新設、改良又は補修等事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が3億円を超えるものである。7年度においては、事業費1,030億7,300万円(国費612億5,100万円)をもって702港について事業が実施された。

(4) 漁港局部改良事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の維持、補強若しくは改良等の事業であって、計画事業費は1事業につき1億円以上3億円以下(市町村が行う事業は10百万円以上)のものである。7年度においては、事業費319億4,500万円(国費165億6,100万円)をもって401港について事業が実施された。

(5) 漁港施設災害復旧事業

漁港施設(漁港区域内の海岸保全施設を含む)災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき実施される事業であり、民生及び経営の安定のための早期復旧が行われている。7年度においては、5年災は100%、6年災は99.7%まで7年災は96.8%まで完了することとして事業費138億1,408万円(国費105億747万円)で復旧事業が実施された。

(6) 漁港施設災害関連事業

漁港施設災害関連事業は、漁港施設災害復旧事業に

関連して被災施設の復旧効果を確保し、再度災害を防止する目的の事業であり、7年度は事業費6億5,201万円(国費3億4,287万円)で事業が実施された。

(7) 漁港区域に係る海岸整備事業

31年に海岸法が施行され、海岸管理者(漁港管理者である地方公共団体の長)が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の一部を国が負担することとなっている。7年度においては、海岸保全施設整備事業として事業費275億1,410万円(国費143億920万円)をもって370港について事業が実施された。また、49年度から実施された海岸環境整備事業も引き続き実施され、事業費172億4,490万円(国費57億6,500万円)をもって108港について事業が実施された。さらに、61年度から実施された公有地造成護岸等整備事業も引き続き実施され、事業費5億9,920万円(国費2億4,000万円)をもって5港について実施された。

(8) 漁港公害防止対策事業

この事業は、漁港区域内に堆積した汚泥、その他有害物質の排除、汚濁水の浄化施設の整備、廃船の処理、廃油処理施設の整備等を行う事業で47年度から実施されている事業である。7年度においては、事業費8,000万円(国費4,000万円)をもって1港について事業が実施された。

(9) 漁業集落環境整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善とを総合的に図るために、漁業集落の特性と漁港整備事業との関連性を考慮して選定した特定の地区について漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境基盤等の整備を行う事業で、昭和53年度から実施されている事業である。7年度においては、事業費262億3,500万円(国費131億3,200万円)をもって166地区(新規52、継続114)について事業が実施された。

(10) 漁港環境整備事業

快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併わせて漁港における労働環境の向上等に資するため、漁港の環境向上に必要な整備を行う事業で昭和55年度から実施されている。7年度においては、事業費114億9,600万円(国費57億4,800万円)をもって131港(新規46、継続85)について事業が実施された。

(11) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、7年度におい